

とく

12月2日 (日)

13時30分から

労金ビル

(5階大会議室)

岡山市北区津島西坂

とく

国公法
言論弾圧を
跳ね返す
学習会

最高裁大法廷で、猿払事件判決を変更し、
違憲無罪判決を！

同時に地方公務員法改悪を許さず、すべての
の市民の政治的自由の確立を目指そう！



講師

須藤 正樹 弁護士

★プロフィール★

代々木総合法律事務所所属、元自由
法曹団東京支部幹事長
国公法堀越事件及び世田谷事件弁護
人、栃木県「市貝元市議の横領冤罪事
件」無罪判決辩护人

【主催団体】

岡山県労働組合会議、自治労連岡山県本部、岡山県国家公務員労働組
合共闘会議、岡山国公革新懇、岡山県医労連、岡山県高等学校教職員
組合、自由法曹団岡山支部、日本共産党岡山県委員会、治安維持法犠
牲者国賠要求同盟、岡山県地域人権運動連絡協議会、日本国民救援会
岡山県本部 (順不同)

事務局 日本国民救援会岡山県本部 ☎ 086-254-2799

- ◎ 国公法弾圧堀越事件とは
堀越さんは、社会保険庁の職員でした。
2004年3月、総選挙の際に日本共産党のビラを配布したことが、国家公務員法に違反するとして逮捕・起訴。東京地裁は「罰金10万円、執行猶予2年」の判決。東京高裁は「逆転無罪」の判決。
- ◎ 世田谷国公法弾圧事件とは
宇治橋さんは、厚生労働省の職員でした。
2005年9月、「集合ポスト」に赤旗号外を投函したことが、国家公務員法に違反するとして起訴。東京地裁は「罰金10万円」の判決。東京高裁は「控訴棄却」。
- ◎ 猿払事件最高裁判決とは
1967年、北海道猿払郵便局の勤務員が、社会党のポスターを貼って、国家公務員法に違反するとして起訴された事件で、1審・2審は無罪、1974年の最高裁判決で有罪とした。

朝日新聞(5月1日/夕刊)で

国家公務員の政治活動行為を論評

窓 論説委員室から 背信行為はどちら？

次のどちらが、公務員に対する信
頼をそこなう行いだろうか。
①役所のトップが勤務時間中に職
員を集め、間近に迫った選挙につ
いて説明し投票を呼びかける。た
だし、推す候補者の名前は口にしない。
②ビラの公務員が休みの日に、公
務員とはわからない格好で、職場や
自宅から離れたところに行き、ひ
りで政党の機関紙を配る。
明らかに①だ、と私は思う。名前
を言う言わないの問題ではない。
ところが、①の公務員、そう、沖
縄防衛局長は事実上おとがめなし。
かたや、②の公務員は警察に逮捕さ
れ、有罪判決を受ける。
それが現実だ。なぜ、こんな逆立
ちした話がまかりとおるのか。

選挙のポスター貼りを手伝った郵
便局員が起訴された事件で、最高裁
は公務員の政治的中立の大切さを力
説して、有罪を言い渡している。
三八年前、まだ冷戦時代の判決だ。
それを後生大事に守り続けるおかし
さを、防衛局長が教えてくれた。と
いうと皮肉が過ぎるか。
この判例は、人権を縛りすぎると
して憲法学界からも厳しく批判さ
れている。見直しを急ぐべきだ。
上に優しく、下に厳しい。権力に
都合がよければ大目にみるが、逆は
力で押さえつける。公務の信頼
にみずから泥を塗るそんな行為は、
やめにしたほうがいい。
(渡辺雅昭)

勤務時間中の選挙運動はOKで、
時間外のビラ配布は犯罪？

高級官僚の政治活動は野放し！
全くアベコベ規制。